

## 八代市告示第49号

振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、八代市の区域に係る住民の生活環境を保全する必要がある地域を指定し、同法第4条第1項の規定により八代市の区域に係る特定工場等において発生する振動について、昭和51年環境庁告示第90号（特定工場等において発生する振動の規制に関する基準）第1条による時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、平成31年4月1日から施行する。

なお、平成24年3月30日八代市告示第21号（振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準）は、平成31年3月31日限り、廃止する。

平成31年3月29日

八代市長 中村博生

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、住民の生活環境を保全する必要がある地域を1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動について、昭和51年環境庁告示第90号（特定工場等において発生する振動の規制に関する基準）第1条による時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を2のとおり定める。

1 振動規制法第3条第1項の規定に基づき、住民の生活環境を保全する必要がある地域

別表の規制区域の欄に掲げる地域及び区域

2 特定工場等において発生する振動について、時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準

| 時間の区分<br>区域の区分 | 昼間           | 夜間              |
|----------------|--------------|-----------------|
|                | 午前8時から午後7時まで | 午後7時から翌日の午前8時まで |
| 第一種区域          | 60デシベル以下     | 55デシベル以下        |
| 第二種区域          | 65デシベル以下     | 60デシベル以下        |

備考 この表において、第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ別表の規制区域の欄に掲げる区域をいう。

別表

| 規制区域   |   |
|--|---|
| 第一種区域  | 第二種区域   |
| <p>1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域</p> <p>2 工業地域のうち十条町四番、福正元町十一番、福正元町十二番及び福正元町十三番の区域</p> | <p>1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（いずれも、臨港地区及び第一種区域の地域を除く。）</p> <p>2 用途地域以外の地域（臨港地区を除く）</p> <p>3 建馬町一番のうち臨港地区の区域</p> |

備考

- 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 「臨港地区」とは都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区をいう。
- 4 無人島は、規制区域から除く。
- 5 この告示の施行により、または用途地域が新たに定まったことにより、もしくは用途地域が変更されたことにより、適用される規制区域が変更される特定工場等（規制区域の変更の時に当該規制区域が適用される地域内に既にその敷地を有しているものに限る）のうち、より厳しい基準が適用される場合においては、当該規制地域の変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして従前の規制区域の基準を適用する。